

地域づくり計画 (改正版)

令和3年4月改正

金沢ふるさと協議会

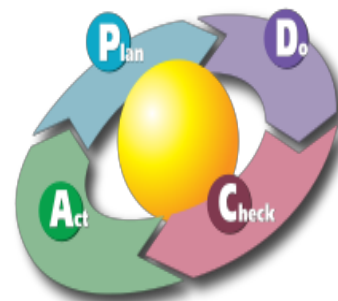
地域づくり計画(改訂版)

1 地域づくり計画の趣旨

金沢地区に住んでいる私たちが金沢の歴史と豊かな自然を活かし、地域の現状と課題を認識し、金沢の将来が、明るく楽しく安心して生活できる地域社会を構築するにはどうあるべきかを考えみんなで実践するための計画である。

2 計画の推進

計画を実行に移す際は、PDCAサイクルを定期的に繰り返しながら、継続的に改善(見直し)することが必要になります。



3 分野別計画の検証・確認作業

令和2年度、合同部会・専門部会においてこれまでの取組(短期H29~H31)について検証を行った。また、今後の計画(中期以降R2~R7)の取組及び解決策の確認を行った。

※短期：平成29年度～平成31年度 中期：令和2年度～令和4年度
長期：令和5年度～令和7年度

4 部会の見直しについて

地域振興部会と産業振興部会の実施する事業が重複しており、一体的な事業展開が可能で効率化も図られることから、地域産業振興部会とすることとした。

現状 6部会

- ①地域振興部会
- ②生活安全部会
- ③教育文化部会
- ④健康福祉部会
- ⑤環境衛生部会
- ⑥産業振興部会

見直し 5部会

- ①地域産業振興部会
- ②生活安全部会
- ③教育文化部会
- ④健康福祉部会
- ⑤環境衛生部会

5 計画の見直し

時世にそぐあわない内容や地域協働体単独では解決できない課題については、中止や削除とした。今年度の実施できる内容については、前倒しで事業を展開した。3か年の中期計画ではあるが単年度ごとに見直しをかけることとした。

(1-1) 地域振興分野

現状と課題	取組みと解決策	見直し
◆地域コミュニティ ・若者の地域参加が少ない ・集落間・世代間・子育て後の女性の交流の場や機会が少ない	若者が参加する環境づくり 金沢青年会連合会をつくる	【継続】 各組織・団体において若者が参加しやすい仕組み作りを検討
	地域情報の共有 世代ごとの組織化を図り、情報共有する	【継続】
◆地域行事・団体、地域活動 ・地域行事のマンネリ化 ・参加者の減少と固定化 ・年中行事が継承されない ・担い手不足による役員の高齢化と固定化・役職が多い ・停滞・休止団体が増えている	地域行事の検討 ①地域行事を整理し、年中行事をまと	金沢くらしの情報誌を配布
	②各方面と連携をとりながら30～40代が参加できる地域行事にする 組織の見直し 既存の組織を見直し、入りやすい雰囲気をつくる	【継続】 各組織・団体において若者が参加しやすい仕組み作りを検討
◆人口減少 ・未婚者の出会いの場がない ・若い世代の地域交流や活動の場が少ない	交流の場づくり 若い世代を中心としたサークルを作り、交流の場とする	取組と解決策を再確認し、検討していく
部会での意見等	○事業実施も参加者少なく、現状では、青年会組織作りは無理である。 ○若者は体育協会事業・PTA行事など自分たちの役割分野は参加している。決して参加しないわけではない。 ○世代ごとの組織化が可能か再検討。 ○各組織・団体において積極的に参加しやすい仕組み作りを検討	

(1-2) 産業振興分野

現状と課題	取組みと解決策	見直し
◆農商業 ・後継者がいない ・お嫁さんがいない ・地域の人材が活用されていない ・名物が少なくPRも不足している ・農業で生活する仕組みがない ・野菜を作って売れる仕組みがない ・休耕田が多い	担い手対策の支援 作物別面積、年代別就業者数や認定農業者数の実態を把握する	軽トラ市や農産物のSNSでの情報発信 少量多品目など新たな特産品の提供（西洋野菜など）
	特産品PR事業 ホームページを開設し地場産品、生産者、加工品を紹介する	SNS等で地場産品、生産者、加工品を紹介する
	金沢交流ツアー企画 金沢の魅力を発信し、交流人口の増加を図る	【継続】
	雇用の場の確保 ILC誘致に向け機運醸成	【継続】
部会での意見等	○農業については、地域でどうのこうのなるものではない。ふるさと協議会でやれる範囲で行っていく方向で検討していく。 ○作付面積など実態把握しても次の展開に行くものではなく、調査の必要性はないものとする。 ○HPの開設は、予算等の面で実施できないものと理解する。まずは、SNSを開設して情報発信する取り組みを行っていく。 ○情報を収集（地区民からの情報提供）する仕組みを作り、SNSで情報発信する。 ○金沢の交流事業としての「市谷交流」、お祭りで実施した「軽トラ市」については、一定の成果を上げている。今後も継続し実施する方向で検討していく。 ○「軽トラ市」については、組織化を行うことを前提に該当者との話し合いが必要であり、その中で方向性を確認していく ○ILCについては、今後の動向を見ながら対応していく。現段階では、積極的に行う必要は感じない。	

(2) 生活安全分野

現状と課題	取組みと解決策	見直し
◆防災・防犯 ・災害時の避難場所、訓練が住民に浸透していない ・災害時の水、食料、燃料を確保できない人への対応、配給方法への不安 ・要支援者が多く、災害時どのように保護したらいいか心配である ・自主防災組織の活動内容がわからず、個々の役割が不明である ・空き家が多くなってきており、火災に通じることが懸念される	「金沢防災の日」制定 定期的な防災訓練の実施	【継続】 9・1の防災の日の周知 (制定済み、訓練は継続実施)
	防災マップ作成 ①水源・危険箇所や空き家、避難困難者を実態把握し、災害時に備える	【継続】 金沢くらしの情報誌の発行 (空家対策については今後検討する) (防災マップ作成済)
	②避難経路及び避難場所を集落毎に明記し、迅速な避難誘導に活用する	
	自主防災組織の周知と活性化 ①自主防災組織の活動マニュアルを作成し、全住民が把握できるようにする	【継続】 自主防災組織の活動マニュアルの作成
	②消防団OB有志に、災害時に支援してもらう	【継続】
◆道路の安全 ・道路に凹凸が多く危険である ・通学路に歩道がない	道路、歩道の整備の要望 歩道は集落ごとに優先順位を把握し、集約して要望する	地域要望として協議会が代表し要望
◆情報通信 ・防災無線が聞こえない ・災害時の情報が伝わっていない ・昼間不在となる家庭への緊急連絡網がない ・インターネットを防災情報として使いたい整備されていない	防災無線の改善要望 ①防災無線の内容がわかる専用ダイヤルの周知	【継続】 金沢暮らしの情報誌に掲載 毎年周知済み、防災マップに掲載済
	②各戸に防災情報を受信、発信できる設備を整える	
◆交通網の整備 ・病院・買い物のための交通手段があまりなく、不便である ・運転できない人のためのバスの運行の整備	市営バスの運行内容の検討 ①利用しやすいように運行回数を増やすよう要望する	【長期計画】
	②磐井病院に直通バスを出してもらうよう要望する	【長期計画】
	デマンドタクシー導入の検討と要望	【長期計画】
部会での意見等	○災害時に的確なアドバイスをしてくれる知識のある人をアドバイザーにってもらう。(消防署OB 団OB) ○道路要望では今後の対応としては、アンケートなどで要望のあった所を部員で確認する。 ○犬の散歩で糞を持ち帰らないマナーの悪い飼い主がいる。広報等で啓発を行う。	

(3) 教育文化分野

現状と課題	取組みと解決策	見直し
◆健全育成・子育て環境 ・地区内に学童クラブがほしい ・遊具の設置されている公園があるといい ・保育園の時間外、短時間預かってくれる場所がない ・病児、病後児保育をしてくれる場所がない ・スクールバスに乗れる子と同じ位の距離でも乗れない子がいる	見守り体制の整備	【継続】 《学校統合（R5年4月）を見据えたうえでの対応とする》
	①有償ボランティア団体を組織・育成し、見守り体制をつくる	
	②退職した教職員への協力を依頼する	
	子どもの居場所の確保 病児保育が出来る施設を要望する	
	②空き家や空き校舎などを活用して学童クラブをつくる	
	③地区内に遊具を設置し、子どもの遊び場を検討する	
	スクールバス利用の緩和の要望	
◆スポーツ・生涯学習 ・サークル活動が少ない ・教養講座が少ない ・高齢者が楽しめるスポーツが少ない ・スポーツ施設の不足	スポーツ活動支援	【継続】
	①誰もが様々なスポーツに参加できる場を提供し、継続を支援する	地域住民への普及活用に向けた指導者の育成を図る
	②スポーツ種目を増やせるよう環境を整える	【長期計画】
	生涯学習活動の環境づくり	【継続】 市民センター事業と連携した事業の展開を図る
	①地域の人が講師となり、各種教室・勉強会を開催する	
	②地区民のニーズを把握する	
◆地域文化 ・大名行列が盛り上がらない ・子ども達に金沢の歴史を伝える場がない ・大門神楽の鶏舞がきちんと受け継がれていけるのか	伝承芸能の継承	【継続】
	大名行列、大門神楽の地域の歴史・文化を学習し、伝承の仕組みや復活を検討し、地域内で盛り上げていく	
	史跡の掘り起し 歴史・史跡を探訪する	【継続】 史跡の周知、気仙沼街道など保全活動の実施。街道の復元、開設看板の設置など
部会での意見等	○愛宕公園の愛護会との連携し桜の時期に春祭りを開催してはどうか。 ○愛宕公園の杉の木の伐採による展望台整備を検討してはどうか。 ○大門神楽のDVD鑑賞会、部会行事、秋祭りでの実施参加者少なく盛り上がりかけた。なにかの行事に合わせて上映してはどうか。伝承についてはそれから検討してはどうか。 ○大門神楽の伝承については指導者が不在。鶏舞は学校の先生が指導している ○以前実施した史跡探訪ウォーキング多数参加。歴史に興味のある方が多数いる。	

(4) 健康福祉分野

現状と課題	取組みと解決策	見直し
◆健康づくり - 健康維持のために予防をしたい - 健康維持のため利用しやすい体力づくりの施設がない - 寝たきりにならない健康への取組みがない	健康維持、生きがいつくり 健康維持につながる取組みを行う	【継続】
	年代別クラブの立ち上げ	【長期計画】
	サロン活動の充実 サロン活動のノウハウをお互いに提供し合う	【長期計画】
◆高齢者サポート - 高齢者やひとり暮らし老人のサポートやボランティアをする人がいない - 緊急時、高齢者やひとり暮らし老人の連絡体制が整備されていない - 昼間の人口は少なく高齢者が多い - ひとり暮らしへの見守り体制がない - 自立出来なくなった時の対応策を検討してほしい	有償ボランティア団体の設立 ①ボランティア団体を結成運営し高齢者世帯の要望にこたえる	行政と地域の役割を明確にしながらボランティア団体の必要性を検討
	②買い物に不便を抱えている世帯に民間業者の利用方法について手助けする	【継続】 金沢版の見守り体制を検討
	ひとり暮らし、高齢者世帯の見守り ①隣近所での見守り体制を築く	
	②見守り隊による声掛け運動を地域で取り組む	
◆医療介護 - 医療機関が少なく不安だ - 高齢化、認知症が進み行動に時間がかかる	要支援者の現状把握 通院等の交通手段に不便を抱えている人の現状を把握する	地域要望として協議会が代表して要望
部会での意見等	○アンケート結果は多くの要望があったが、ボランティアを募集したところ3名だった。 ○相対で依頼しているほうが楽である。 ○ボランティア団体の設立や運営方法が困難。シルバー人材派遣の2番煎じ。 ○ボランティア設置は断念し行政の事業を活用する。 ○支所と連携した取組みを検討。 ○隣組との関わりを活用・朝晩「声掛け」…声掛け電話（定期的に） ○他では老人クラブ（元気な方）が制度をつくり実施例あり	

(5) 環境衛生分野

現状と課題	取組みと解決策	見直し
◆衛生 ・ゴミ分別が不徹底 ・マナーやルールを守れない人がいる ・集積所以外にゴミが捨てられている	ゴミ分別・ゴミステーションの活用 方法の周知 ゴミ集積所の美化・ゴミ分別の徹底	【継続】
	衛生組合の機能強化 学習会や定期パトロールの実施	【継続】
部会での意見等	○ゴミステーションのミラーの取り付けは面白いアイデアで良かったが、今後も続けるのは調査・検証が必要である。 ○ゴミステーションには、他地区から持ち込まれることがあるので、その地区の家庭に限ることを知らせていくべきである。 ○ある集落では、衛生組合から 3,000 円受領してごみひろいを行っている例がある。 ○パトロールを実施する。その際、腕章もしくは帽子を作成して不審者と間違えられないようにする ○草刈りなどは行政でも行っているし、農家も大部分は行っているの、協議会の出番は低いと思われる。 ○景観維持について新たな計画が必要であり、今後検討する。	

金沢ふるさと協議会規約

(名称)

第1条 この会は、金沢ふるさと協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、協働の理念に基づいて、豊かで住みよい元気な地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の参画によるまちづくりの計画策定・推進に関すること。
- (2) 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。
- (3) 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。
- (4) 安全・安心・快適な地域づくりに関すること。
- (5) 地区内各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要なこと。

(構成員)

第4条 本会の構成員は、地区内の住民、各種団体及び地区内に事業所等を置く法人をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 理 事 12名以内（別表第1）
- (4) 監 事 2名

2 会長、副会長、監事は総会において選出する。

3 理事は、別表第1に掲げる地区内各種団体等の代表者等をもって構成し、総会の承認を得るものとする。

4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 欠員により補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の任務)

第6条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会計及び会務を監査し、これを総会に報告する。

(総 会)

第7条 総会は、毎年1回会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

- 2 総会は、代議員制としその構成は別表第2に掲げる金沢行政区長及び金沢地区内集落等、各組織団体から1名とする。ただし、代議員は理事と兼ねることはできない。
- 3 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選出する。
- 4 総会は、代議員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数で議決する。
ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 総会には、次の案件を付議するものとする。
 - (1) 規約の改廃に関する事
 - (2) 地域づくり計画の承認に関する事
 - (3) 事業計画及び収支予算の決定に関する事
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認に関する事
 - (5) 会長、副会長、監事の選任及び理事の承認に関する事
 - (6) 役員報酬に関する事
 - (7) その他、理事会において必要と認められる事(理事会)

第8条 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

- 2 理事会の議長は、会長が務める。
- 3 理事会には、次の事項を協議するものとする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の決定に基づく事業の執行に関する事項
 - (3) 地域づくり計画の策定に関する事項
 - (4) 規程・規則等の制定及び改廃に関する事項
 - (5) 専門部の設置に関する事項
 - (6) 事務局に関する事項
 - (7) その他会長が必要と認められる事項(専門部)

第9条 本会に専門部を設置することができる。

- 2 専門部の設置に関する事は、理事会で定める。
(事務局)

第10条 本会に事務局を設置し、一関市花泉町金沢字大柳56に置く。

- 2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、理事会の承認を得て会長が任命する。
- 3 事務局長は、会務を処理し、事務局を総括する。
(経費)

第11条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。
(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(その他必要な事項)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会に諮り会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年9月19日から施行する。
- 2 本会の設立年度の事業計画及び収支予算については、理事会で決定する。
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、規約第5条の4の規定に関わらず設立の日から平成29年度の総会までとする。
- 4 本会の設立当初の会計年度は、規約第12条の規定に関わらず設立の日から平成28年3月31日までとする。
- 5 この規約は平成31年4月27日から施行する。（一部改正）
- 6 この規約は令和2年4月27日から施行する。（一部改正）
- 7 この規約は令和3年4月25日から施行する。（一部改正）
- 8 この規約は令和5年5月25日から施行する。（一部改正）
- 9 この規約は令和7年5月 日から施行する。（一部改正）

〔別表第1〕（第5条第3項関係）

地区内各種団体等の名称	人数
金沢地区集落公民館連絡協議会	1名
金沢地区行政区長会	1名
金沢地区民生児童委員協議会	1名
金沢地区福祉推進協議会	1名
金沢地区体育協会	1名
金沢地区自主防災会	1名
一関地区交通安全協会金沢分会	1名
金沢地域婦人団体協議会	1名
一関市立花泉小学校金沢地区PTA	1名
一関市立花泉中学校金沢地区PTA	1名
金沢地区老人クラブ連合会	1名

〔別表第2〕（第7条第2項関係）

○金沢地区行政区長（役員を除く）

○金沢地区内集落等

本町、仲町、新町、内沢、刈生沢、中山、菅ノ平、上飯倉、下飯倉、北金里、
大門 計11団体とする。

○各組織団体

花泉地域公衆衛生組合連合会、一関市消防団花泉地域第3分団、一関市食生活改善推進員協議会花泉支部、花泉地域防犯協会金沢支部、JAいわて平泉女性部金沢支部、花泉町婦人消防協力隊第7分隊、~~金沢地区農家組合~~金沢農家組合協議会、金沢生産森林組合、金沢保育園、JAいわて平泉青年部金沢支部、花泉地域保健推進委員協議会、父ちゃんの会

計12団体とする。

金 沢 ふ る さ と 協 議 会 組 織 構 成

人 口 : 2,075 人
(H29.2.1 現在)
世帯数 : 740 世帯
(H29.2.1 現在)
行政区 : 12 区(集落)

総会 (代議員制)
・代議員
(別表第 2)

地区内集落から 2 名 (うち女性 は 1 名)
※理事 と 兼ね る こ と は で き な い

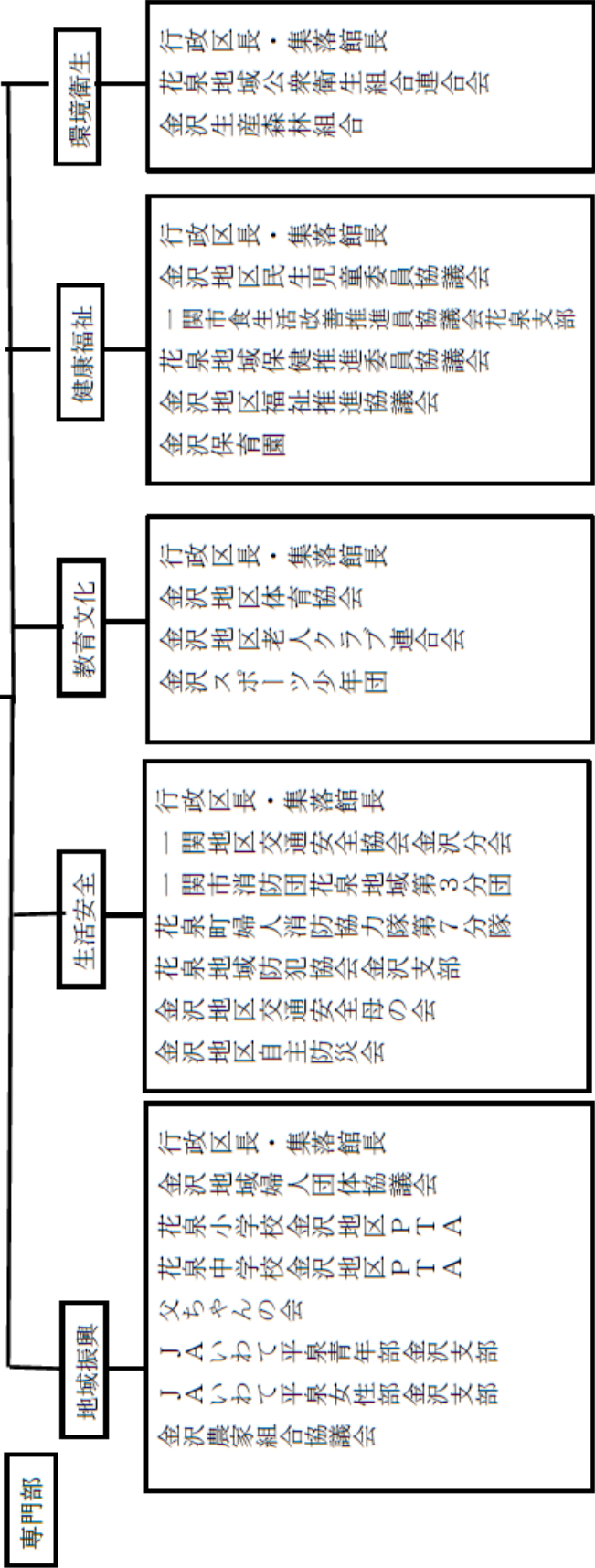
理事会
・会 長 1 名
・副会長 2 名
・理 事 12 名 以 内 (別表第 1)

理事 は 地区内各種代表者等をもって総会の承認を得る

理事会の承認を得て
会長が任命

事務局
・事務局長
・事務局

監事 2 名
総会において選出



金 沢 地 区 民